

協定項目番号	24 - 01	消防防災事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 常備消防の施設 施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定。</p> <p>(2) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設 地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎ、雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 常備消防の資機材 規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定。</p> <p>(2) 救急出動 救急体制は以下、ア～エのとおりとする。 ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する ウ 阿寒町、白糠町及び音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する エ 高規格救急車が配置されてない地域へ早急に配置する</p> <p>(3) 消防計画・水利計画 消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 防災計画 地域防災計画は合併時に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ。</p> <p>(2) 火災出動 広域的な消防活動を円滑に行うため現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する。 また、地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定する。</p>		